



発行 東京都

目次

告示

- 防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更
認可…（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…（建設局道路管理部監察指導課）…三
- 開発行為に関する工事完了（二件）…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…四

告示

●東京都告示第千二百九十七号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第五百五十七条第一項の規定に基づき上十条一丁目4番地区防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第四百三十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 事業組合の名称

上十条一丁目4番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和二年三月十八日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

北区上十条一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区芝浦三丁目九番一号

令和二年三月十八日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和三年十月二十七日

●東京都告示第千二百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

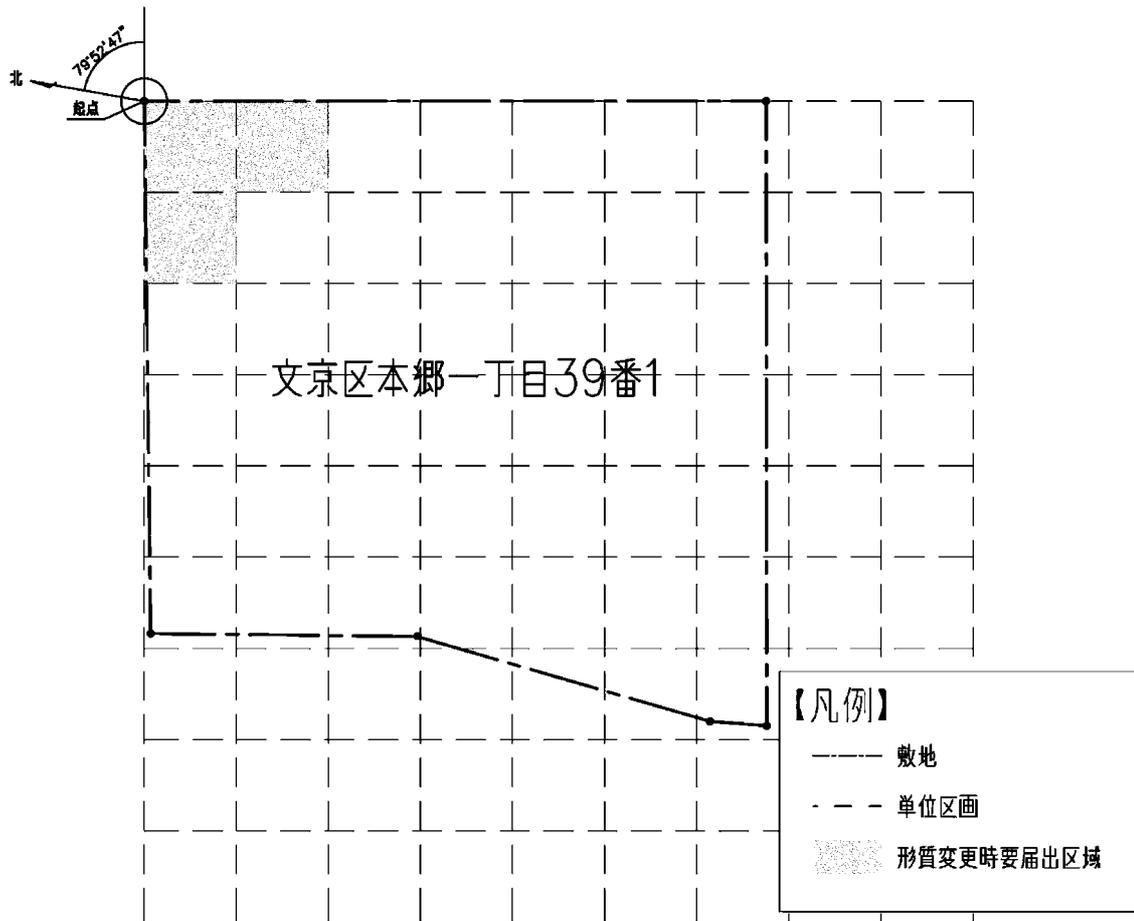
令和三年十月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区本郷一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



〈起点〉
 起点は、文京区本郷一丁目39番1の最北端とする。

〈格子の回転角度：79度52分47秒〉
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡檜原村字下元郷五二六一番一、五二六二番二、五二六六番一、同番二、五二六二番一・五二六五番イ

（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

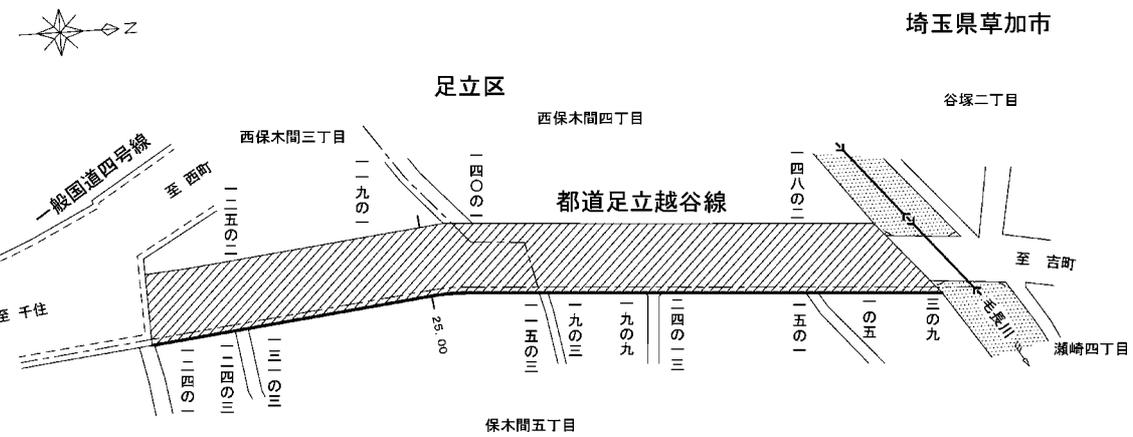
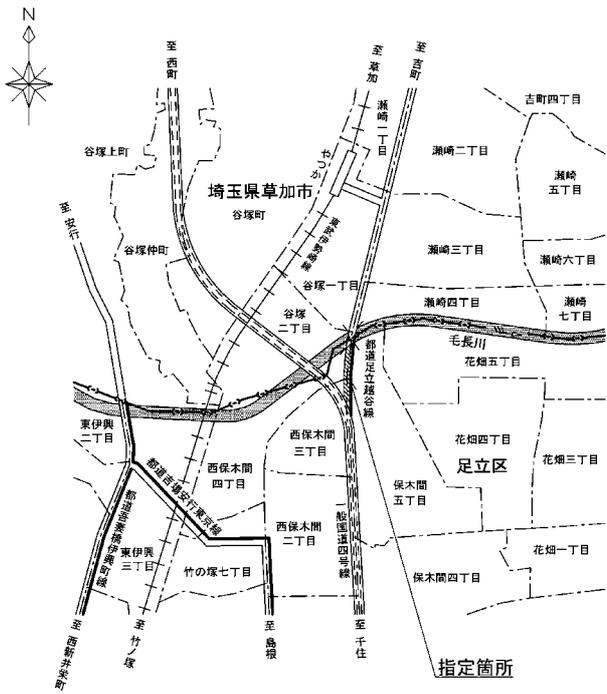
●東京都告示第千三百号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道足立越谷線
 足立区西保木間三丁目〜保木間五丁目



延長 二八五・七八メートル
 (電線共同溝予定名称 足立越谷・一号)



- 一 路線名 東京都知事 小池 百合子
- 二 指定する区間 都道足立越谷線 足立区西保木間三丁目百二十五番二地
- 三 指定の概要

令和三年十月二十七日
 先から同区保木間五丁目三番九地先まで
 別図表示のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

府中市是政六丁目九番三の一
部(第一工区)
西東京市東伏見三丁目八番
十三号

ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

調布市国領町七丁目五十四番
三及び同番三十一から同番三
十八まで
杉並区阿佐谷南三丁目三十
五番二十一号
株式会社細田工務店
代表取締役 平野富士雄

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市金山町二丁目七百
八十番一
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号

東村山市廻田町一丁目十八番
二十一及び同番百八

株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

行 発

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

